

汚水マンホール蓋取替工事

工事件名	汚水マンホール蓋取替工事	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1. 工事件名：汚水マンホール蓋取替工事

2 工事場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内

3 工事概要：汚水マンホール蓋取替 一式

4 履行期限：令和5年7月7日（金）

5 一般事項

(I) 本工事は、本仕様書によるほか、下記の技術基準（最終改定）及び関係法規を準拠する。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）
- ・土木工事共通仕様書

(2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。

(3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。

(4) 工事に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。

(5) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。

(6) 工事写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出するものとする。

(7) 工事に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。

(8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業を含む。)

(9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、官側指示の記載事項を備えた報告書を提出、じ後は官側の指示に基づき受注者の責任において原状回復する。

(10) 工事に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。

(11) 本工事は、工事竣工後1年間を補償期間（瑕疵期間）とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

(1) 汚水マンホール蓋取替

ア 撤去・新設

(7) 本工事により撤去、新設する汚水マンホール蓋は以下のとおり。

【撤去】 鑄鉄蓋：600-5000K、受枠及びアンカーボルト共

【新設】 鑄鉄蓋：T-25、φ600、防臭型、受枠及びアーカーボール共

(イ) 汚水マンホール蓋撤去にあたり、既設アンカーボルトは柵上面にて切断する。

(ウ) 新設汚水マンホール蓋用受枠設置にあたり、既設樹上面欠損箇所を補修し、新設後、かたつき等生じないように施工する。

イ 舗装工

(7) 既設汚水マンホール蓋撤去にあたり、既設As舗装について図面番号3/3に示す範囲を切断・撤去する。なお、路盤等については既存のままとする。

(イ) 汚水マンホール蓋新設後、As舗装の復旧を行う。なお、復旧に使用するAs舗装材は以下のとおり。

【新設】 As舗装材；再生密粒度（13）

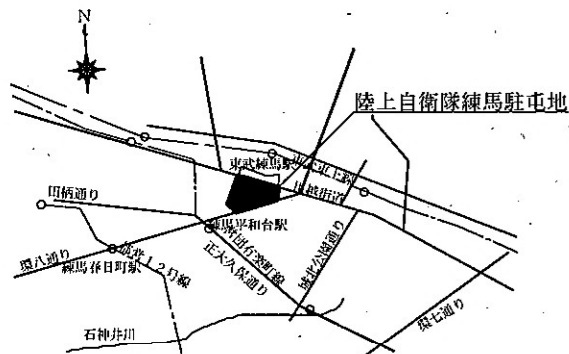
ウ その他事項

(7) 請負者は、撤去から新設まで1日で施工するものとし、細部計画は監督官と協議の上、その指示に従うものとする。

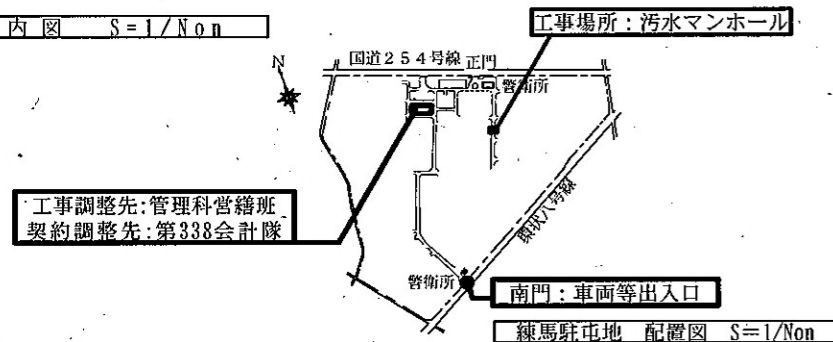
(イ) 施工に際し、道路通行止め及び規制等は行わず、請負者の負担にてカラーコーン等により作業区画を明示し、安全管理に留意の上施工する。

(ウ)・本工事による発生材については、官側に引き渡すものとし、場内指定箇所へ運搬する。

(エ) 本工事による保証期間は、竣工検査合格後1箇年とする。



案内図 S = 1 / Non



工 事 件 名	汚水マンホール蓋取替工事	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	図示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

